日 調 連 発 第 ７ ２ 号
平成２９年６月１４日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

事前登録型本人通知制度の開始について（お知らせ）

この度、福岡県大野城市長から、別添のとおり標記制度を平成 29 年 8 月 1 日から開始する旨の連絡がありましたので、参考までに送付します。

29 大市受第 194 号
平成 29 年 6 月 7 日

日本土地家屋調査士会連合会長　様

大野城市長　井本　宗司
（市民窓口サービス課）

事前登録型本人通知制度の開始について

日頃より、行政事務につきまして、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、大野城市は平成 29 年８月１日より、事前登録型本人通知制度を開始することとなりました。この制度により、事前に登録を行った方の住民票等の証明書が第三者または代理人により取得された場合は、本人に取得の事実が通知されるようになります。制度の概要は下記のとおりです。

不正請求及び不正取得による個人の権利、利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とするものでありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

事前登録型本人通知制度の概要

１．対象の証明書

（１）住基法に規定する住民票の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し、その他同法の規定により交付される書類（消除され、又は改製されたものを含む。）

（２）戸籍法に規定する戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄本又は抄本（除かれ、又は改製されたものを含む。）及び戸籍記載事項証明書（除かれ、又は改製されたものを含む。）

２．通知の内容

（１）第三者又は代理人が証明書を取得した年月日

（２）取得された証明書の種別

（３）請求者の種別（代理人又は第三者）

以上

【連絡先】
大野城市役所　市民窓口サービス課
受付・サービス向上担当　荒武・上萬
ＴＥＬ：０９２－５８０－１８４２（直通）

受付
29.6.09
日調連

29大市受第239号
平成29年6月16日

日本土地家屋調査士会連合会長　様

大野城市長　井本　宗司
（市民窓口サービス課）

事前登録型本人通知制度の開始に関する通知書の訂正について（お詫び）

日頃より、行政事務につきまして、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成29年6月7日付29大市受第194号にて送付させていただきました通知におきまして、一部誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

記

「事前登録型本人通知制度の概要　２．通知の内容の（１）」
（誤）第三者又は代理人が証明書を取得した年月日
（正）第三者又は代理人に証明書を交付した年月日

以上

【連絡先】
大野城市役所　市民窓口サービス課
受付・サービス向上担当　荒武
ＴＥＬ：０９２－５８０－１８４２（直通）